

令和3年度第7回

川本町農業委員会総会議事録

令和3年度第7回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和3年11月19日（金）9時30分 開 会

2. 開会場所

川本町役場 大会議室

3. 出席委員

第2番 戸田 昭 委員 第3番 大迫 清恵 委員

第4番 城納 清隆 委員 第5番 釜田 雄二 委員

4. 欠席委員

第1番 福谷 善彦 委員

5. 会議に付した議案等

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出書・農地転用申出書の提出について

報告第1号 携帯電話基地局設置工事に伴う届出について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

6. その他

7. 事務局

事務局長 名原 昌邦 主任 大友 康平

8. 議事

事務局

令和3年度第7回川本町農業委員会総会を開催いたします。総会をするにあたり、本日会長が欠席のため、農業委員会第5条の規定により会長代理である第2番の戸田委員さんに進行をお願いしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

会長代理

おはようございます。それでは会長が不在のため、代わりに本日の総会を進行させていただきますのでよろしく申し上げます。

事務局

開会にあたりまして、出席者報告及び総会成立宣言を行います。委員総数5名、出席者数4名、委任状0名、欠席者数1名ということで農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半に達していることから、本総会が成立することを宣言いたします。

会長代理

それでは議事録署名委員の指名に移ります。4番城納委員さん、5番釜田委員さん
お願いします。

4,5番委員

はい。

会長代理

議事に入ります。議案第1号を事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積の承認について、ご説明します。資料3頁をお開き下さい。令和3年11月8日付け川産第306号により、川本町長から当委員会会長に対し農用地利用集積計画第4号(案)の承認願いの文書を受け付けました。今回の計画につきましては、個人相対での利用権設定が16件でございます。それでは番号順に説明しますので、資料4頁をお開き下さい。

番号1・2 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する田2筆、面積計■■■■㎡を令和3年12月1日から令和9年11月30日までの6年間、新規により賃貸借を設定されます。借賃は、年10a当たり■■■■キロです。なお農地図につきましては、資料5頁をご覧ください。

番号3 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する田1筆、面積■■■■㎡を令和3年12月1日から令和9年11月30日までの6年間、新規により賃貸借を設定されます。借賃は、年10a当たり■■■■キロです。なお農地図については、資料5頁をご覧ください。

番号4 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する田1筆、面積■■■■㎡を令和3年12月1日から令和9年11月30日までの6年間、新規により賃貸借を設定されます。借賃は、年10a当たり■■■■キロです。なお農地図については、資料5頁をご覧ください。

番号5 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する田1筆、面積■■■■㎡を令和3年12月1日から令和6年11月30日までの3年間、新規により賃貸借を設定されます。借賃は、年10a当たり■■■■キロです。なお農地図については、資料5頁をご覧ください。

番号6～9 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する田4筆、面積計■■■■㎡を令和3年12月1日から令和6年11月30日までの3年間、新規により賃貸借を設定されます。借賃は、年10a当たり■■■■キロです。なお農地図については、資料6頁をご覧ください。

番号10～14 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する田5筆、面積計■■■■㎡を令和3年12月1日から令和6年11月30日までの3年間、新規により賃貸借を設定されます。借賃は、年10a当たり■■■■キロです。なお農地図については、資料6頁をご覧ください。

番号15～16 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する田2筆、面積計■■■■㎡を令和3年12

月1日から令和13年11月30日までの10年間、継続により設定されます。使用貸借（無償）です。なお農地図については、資料7頁をご覧ください。

また、本件の現地の状況につきましては、11月16日（火）に■■■■委員と■■■■委員と一緒に現地確認をしております。資料8～14頁に現地確認写真を掲載しております。

利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど宜しく申し上げます。

会長代理

現地確認を私と■■■■委員とで行っております。■■■■委員、何かご意見等ございましたら申し上げます。

■■■■委員

特にないですが今まで耕作されていたところをそのまま引き継ぐということで放棄地にならず良かったなと思っております。

会長代理

本件につきまして委員の方はご質疑・ご意見等あれば申し上げます。

各自資料確認

会長代理

何かございませんか。そうしますと、本件の集積計画について、承認してよろしいと思われる方は挙手を持って申し上げます。

全員挙手

会長代理

全員挙手ということで議案第1号につきましては、承認するという事によろしく申し上げます。続きまして議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請書について説明をお願いします。

事務局

それでは議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請書について、ご説明します。資料15頁をお開きください。令和3年11月9日に許可申請書を受領しております。有償による農地の権利移動に伴い、農地法第3条（農地法施行規則第17条第2項該当）に基づく農地の指定をするものです。譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さんです。

申請地は、全部で7筆ございます。川本町大字■■■■、地目は田、面積■■■■ m^2 。大字■■■■、地目は田、面積■■■■ m^2 。大字■■■■、地目は田、面積■■■■ m^2 。大字■■■■、地目は田、面積■■■■ m^2 。大字■■■■、地目は田、面積■■■■ m^2 。大字■■■■、地目は田、面積■■■■ m^2 。大字■■■■、地目は田、面積■■■■ m^2 です。農地図については、資料21頁にございます。

次に、許可する上で必要な条件を満たしているか説明します。農地法第3条第2項第1号（全部効率利用要件）については、資料17頁の計画によりエゴマを栽培される予定です。

第4号（農作業従事要件）につきましては、資料18頁をご覧ください。年間を通じて150日以上家族で農作業に従事されますので農作業従事要件を満たしています。

第5号(下限面積)ですが、資料18頁をご覧ください。今回取得される農地を含めて■■■■㎡で旧■■■■(全域)の下限面積30a(3,000㎡)を満たしております。

最後に第7号(地域との調和要件)ですが、資料20頁の記載のとおり既に耕作等管理されているので、周辺地域への利用に及ぼす影響は特になく考えられます。

以上のことから、農地法第3条における一般許可要件を、全て満たしているものと判断します。

また、現地の状況については、11月16日(火)に■■■■委員と■■■■委員と現地確認をしております。資料22頁に現地確認写真を掲載しております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほど、宜しくお願いします。

会長代理

現地確認を私と■■■■委員さんで行っております。■■■■委員、何かございましたらお願いします。

■■■■委員

この土地は10年前までは耕作されていましたが、それ以降は耕作放棄地となり困っていたところを■■■■さんが一括で取得され、大変喜んでるところで反対する理由は全くございません。

会長代理

本件に関わるご質疑・ご意見等、何かございましたらお願いします。

■■■■委員

現在は、荒廃している農地ですか。

会長代理

そうですね。大分荒れている農地もあります。大きな樹木は生えてないので草刈りが必要です。

他にございませんか。それでは議案第2号について、許可申請を適当と認めてよろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長代理

全員挙手ということで議案第2号につきましては申請を適当と認めます。それでは議案第3号の説明をお願いします。

事務局

議案第3号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出書・農地転用申出書の提出についてご説明します。番号1・2が関連しますので合わせて説明します。資料23頁をお開きください。こちらにつきましては、■■■■の三原古市線改良工事に伴い残土処理場の埋立の届出が必要であり、所管の地域整備課を通し令和3年11月15日に届出がございました。

番号1は一時転用です。土地の所在地は川本町大字■■■■、地目は畑、面積■■■■㎡、土地所有者は■■■■さんです。公共事業名は町道三原古市線改良事業です。

選定の理由は、当該工事に係る廃土処理について最も効率的に対応できる場所であるためであり、廃土処理計画については、令和3年6月23日から令和4年3月31日までとなっております。廃土量は、■■■■㎡です。

隣接地への被害防除施設の概要につきましては、廃土処理中に汚濁水が周辺農地や河川に流出しないように、排水対策を講ずることになっております。

埋立後は、畑としてしっかりと整備し、土地所有者へ返すことになっております。

現地の位置図は資料24頁、着手前の写真図が資料25頁、関係図面が資料26・27頁となっております。資料29頁が現地の現況写真です。

番号2は恒久転用の申出書です。こちらにつきましては先程と同じ区域であり、同様に令和3年11月15日に届出がございました。土地所有者及び公共事業施行者は■■■■です。平成30年より町が所有しております。土地所在地は全5筆で、大字■■■■、地目は畑、面積■■■■㎡、大字■■■■、地目は田、面積■■■■㎡、大字■■■■、地目は田、■■■■㎡、大字■■■■、地目は田、面積■■■■㎡、大字■■■■、地目は田、面積■■■■㎡で面積計■■■■㎡です。公共事業名は町道三原古市線改良事業です。

公共事業計画につきましては、全体計画は着工平成30年9月12日から令和4年3月31日です。廃土計画は平成30年11月1日から令和4年3月31日となっております。事業概要は表土剥ぎ取り■■■■㎡、盛土■■■■㎡です。

土地利用計画は、現在は町が所有しておりますが町内部で検討中であり、今後は未定となっております。

被害の防除の概要については、河川に流出しないように、排水対策を講ずることになっております。

位置図が資料31頁、資料33～35頁が現地施工前の現況写真、資料36～39頁が関係図面等、資料41頁が現況写真となっております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長代理

本件につきまして、何かご意見・ご質問等ございますか。

■■■■委員

番号2で返還後の土地利用計画が現在検討中と記載されていますが、土地収用法に該当しますか。

事務局

確認しましたが土地収用法第三条に該当します。

会長代理

■■■■については、■■■■と分筆していますが一筆は所有者が■■■■さんのままですよね。

事務局

将来的に■■■■が名義変更する予定です。

会長代理

所有者が■■■■さんなのに申出書の当事者の氏名（土地所有者）が■■■■だけの記載はおかしくないですか。名義変更する予定とわかるようにしとけば納得できます。

資料40頁を見ると■■■■番地がありますが、ここも埋めてあるはずなのに申出書に地番が記載されてないです。なぜ含まれていないのでしょうか。

事務局

こちら将来的に町が名義変更すると聞いていますが、確認をとります。

会長代理

■■■■、■■■■番地の詳細が分かるように書類に添付していただかないと今回承認した場合に、また別の申請が必要になります。

■■■■委員

まとめて申請し直した方がいいかと思います。

会長代理

このままだと二度手間になるので今回は保留にし、再提出していただくようにするのはどうでしょうか。

事務局

この2筆が将来的に町が名義変更するのが分かるようにし、再度審議していただくようにします。

会長代理

次回までに書類を整理してもらい、次回に再提出していただくようにしたいと思うのですがよろしいでしょうか。

全員賛成

会長代理

それでは議案第3号について、今回は保留とし、次回の総会で再提出をお願いします。報告事項に移ります。報告第1号の説明を事務局よりお願いします。

事務局

報告第1号 携帯電話基地局設置工事に伴う届出について、ご報告します。資料42頁をお開きください。令和3年9月30日付で■■■■株式会社から携帯電話局工事完了報告書の提出がございました。設置場所は川本町■■■■、設置面積は■■■■㎡です。土地所有者は■■■■さんです。工事完了は令和3年5月17日です。完成写真は資料43頁、設置場所の農地図は44頁に掲載しております。

また現地の状況については、11月16日(火)に■■■■委員と■■■■委員と現地確認をしております。資料45頁に現地確認写真を掲載しております。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

会長代理

私と■■■■委員と現地確認しに行きました。■■■■委員さん、何かございますか。

■■■■委員

特にありません。

会長代理

他にご意見等ございませんか。無いようでしたら報告第1号について、承認してよろしいですか。

全員賛同

会長代理

それでは報告第2号の説明を事務局よりお願いします。

事務局

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、ご報告します。第1項相続等の届出を2件受理していますのでご報告します。資料2頁をお開き下さい。

番号1 届出人は[]さんです。(故) []さんから []さんへ
田2筆・畑5筆、面積 []㎡を相続されます。

番号2 届出人は []さんです。(故) []さんから []さんへ畑4
筆、面積 []㎡を相続されます。

本件については、中間管理機構の案件はございませんでした。以上で、報告第2号
の説明を終わります。

会長代理

報告第2号について、何かご意見等ございますか。無いようでしたら報告第2号に
ついて受理してよろしいでしょうか。

全員賛同

会長代理

本日の議事日程は以上でございます。「その他」がございましたらお願いします。

「その他」

情報提供及び協議

○報告事項について

- ①農地パトロールについての協力のお礼。結果は現在精査中であり、緑区分及び黄色
区分については、利用意向調査を行う。調査票を12月中旬から下旬に発送する予定
- ②11月9日に女性の農業委員会初任者委員の研修会がオンラインで開催
- ③農業委員と最適化推進委員の次期役員選出について

◇次回総会の開催日について・・・候補日12/20(月)9:30～
令和3年12月20日(月) 9時30分～ 大会議室

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名者

議事録署名者